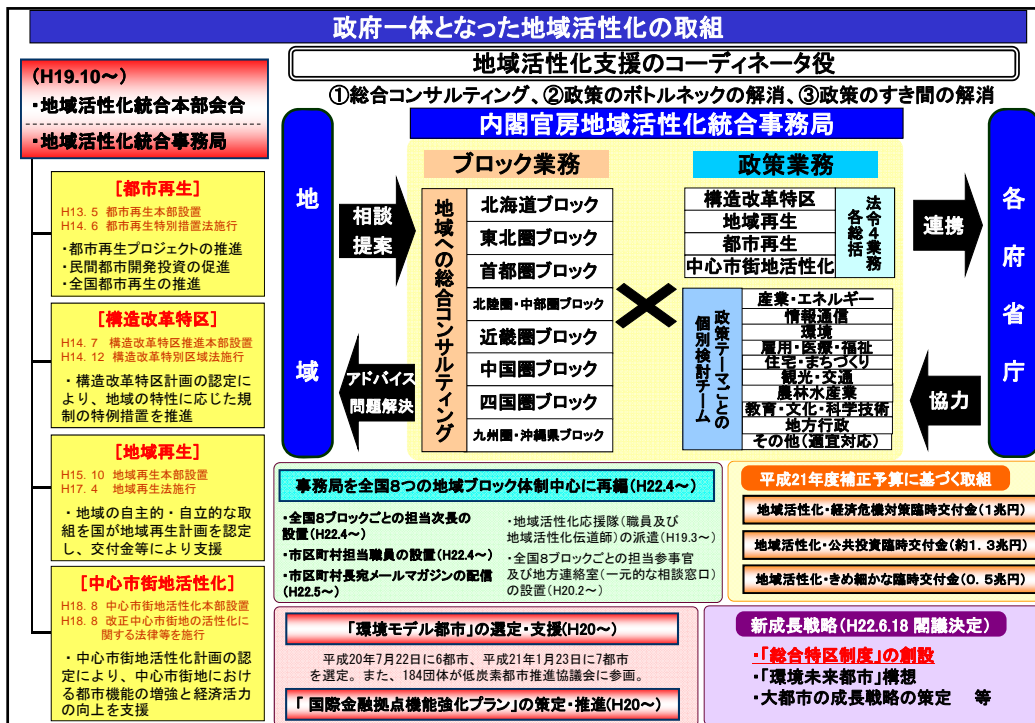


地域活性化統合事務局の取組 及び 総合特区制度について

平成22年8月27日

内閣官房地域活性化統合事務局
東北圏地方連絡室

事務局における地域活性化の取組について



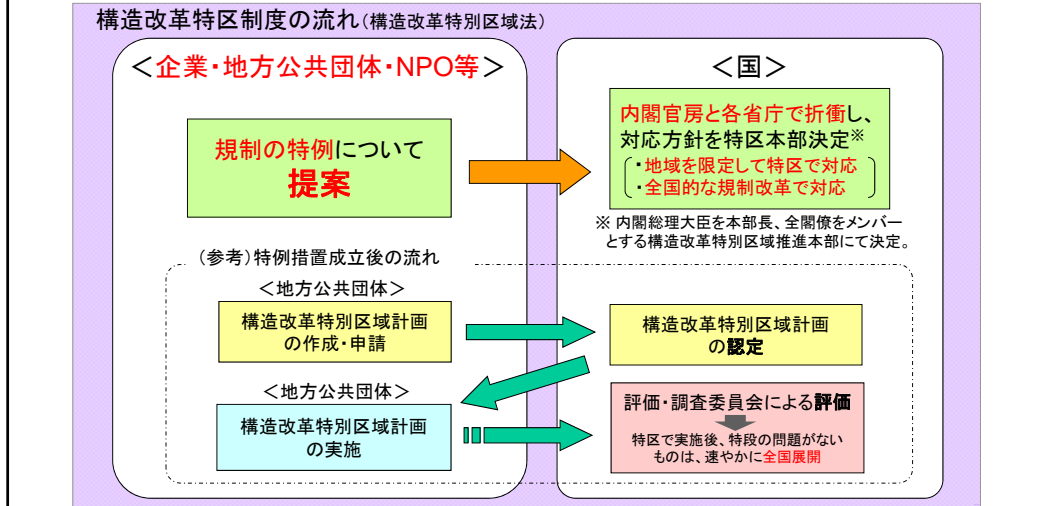
政治のリーダーシップによる
構造改革特区提案の実現

1. 構造改革特区制度とは

構造改革特区の制度趣旨

民間企業の経済活動や地方公共団体、NPOの取組等を妨げているような国の規制につき、地域を限定してこれらの規制を改革すること等により、構造改革を進め、地域の活性化を推進

規制の特例措置についての提案は、企業や地方公共団体、NPO、個人の方など、誰でも提案可能



2. これまでの課題

制度創設(平成14年度)当初に比べ、近年は、提案件数・実現件数とも減少傾向に陥っていた

「抜本的な規制改革につながるような本来の特例制度の原点に立ち返ることが必要」と総括の上、我が国の成長力、地域の活力を高めるための変革を推し進める手立てとして、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)において、その積極的活用を位置付け

3. 緊急経済対策に基づく取り組み

(1) 過去の提案等の徹底検証(平成21年12月～平成22年1月)

- これまでの構造改革特区提案で「対応不可」と整理された提案等を徹底検証
- 従来、実現が難しいとされた提案についても、新たな視点から、徹底的に見直して、政治のリーダーシップの下、再度調整

その結果、14件の提案を実現

主な成果(例)

搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験

一定要件を満たす搭乗型移動支援ロボット(例:セグウェイ)について、特区内の一定の公道において、必要な安全措置を講じた上で、実証実験を行うことを可能とする。

事務ベースでは前向き検討に止まっていたが、政務折衝により、実現に至った。

3. 緊急経済対策に基づく取り組み

(2) 新たな提案の臨時受付(平成21年12月～平成22年3月)

近年、構造改革特区への政治的モメンタムの低下と業務のルーチン化等に伴って提案実現件数が低迷し、提案件数自体も減少傾向に陥っていたところ、**制度本来の原点に立ち返って**、より積極的な活用を図るべく、**緊急経済対策**に基づき、**本年3月までの間、新たな特区提案について臨時受付**を行い、以下のように、**政治のリーダーシップをフルに発揮**して、各省庁と徹底的に協議・折衝を実施。

☆ **枝野前大臣自らが**、各地方自治体の首長等に対し、**積極的な特区制度の活用を要請**(その結果、近年では最多の167件の提案を受付)

☆ **緊急経済対策**の趣旨に鑑み、関係省庁と、**これまで以上のスピード感**で折衝

☆ **我が国の成長力、地域の活力を高めるような提案**であるにもかかわらず、事務ベースでの調整では対応が困難とされていたものについて、**政務三役折衝**によって、**従来は突き破れなかった分野**も含めて、**前向きな回答**を実現

新たな提案の臨時受付による主な成果(例)①

重度のALS患者の入院に対する医療保険と介護保険の併用の容認

当初、規制所管省庁の判断では対応不可であったが、**現場の苦悩や患者・家族の負担の問題にこたえるべく、政務折衝**を行った結果、**医療保険と介護保険の制度の壁を越えて**、重度のALS(※)患者の入院に関し、一定の要件を付した上で利用者負担によるヘルパーの派遣等を認めるとともに、介護保険法に基づく地域支援事業等によるコミュニケーション支援を行うことが可能となった。

※ALS(筋萎縮性側索硬化症)：重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をもたらす神経変性疾患

自動車運搬用フルトレーラ連結長の規制緩和

現在、フルトレーラの連結長は19mまでに制限されているところ、**特区において21mまで緩和**することにより、**積載効率が大いに向上(+33%)したトレーラで、自動車工場と積出港の間等の公道を走行することが可能**となり、輸送の効率化やCO2排出削減を実現する。

中国人観光客の所得要件の緩和、滞在期間の延長

中国人観光客の訪日個人観光に関し、ビザ発給に係る**経済的要件の緩和**や取扱在外公館の拡大等による**ビザ取得の容易化**を進め、現在は**富裕層に限られている発給対象**が、企業や政府機関の中堅幹部等の**中間層にまで広がる**こととなり、より一層の受入促進が図られる。

新たな提案の臨時受付による主な成果(例)②東北地方からの提案

みりん製造・販売業の新規参入の容認（山形県金山町）

【提案の概要】

酒税法で規制されている「みりん」の製造・販売業者の新規参入について、雇用創出や地域振興に資する等の一定要件を満たした場合は可能とする。

【結論（F：平成23年5月を目途に結論）】

地場原材料の使用、新規雇用者の創出など地域経済や地域産業の活性化に資すると認められる場合の「みりん」の製造・販売業者の新規参入については、酒税保全上の見地から、みりんの需給状況等を十分に踏まえた上で具体的な基準について検討し、平成23年5月を目途に結論を得る

天然ガス利用に関する規制の緩和（山形県鮎川村）

【提案の概要】

鉱山保安法では鉱山保安管理者等の選任を義務付けているが、天然ガスを組織的に利用する場合、ボイラー一技士2級程度の有資格者の配置で代替、若しくは管理可能な団体に維持管理を委託することを可能とする。

【結論（D：現行法で対応可能）】

- ・ 鉱山保安管理者は、鉱山に常駐していること等の要件を満たせば選任可能
- ・ ボイラー一技士2級の資格を有する者は、ボイラー又は蒸気圧力容器に関する作業のうち一定の条件を満たす作業に係る作業監督者となることが可能
- ・ 鉱山における維持管理作業等において、鉱山保安法の義務を履行することができる団体に作業の請負を依頼することは可能

4. 構造改革特区提案に係る現在の動き

- ☆ 新たな提案を6月7日から7月6日まで受付け、総計169件の提案・要望が寄せられた。
- ☆ 各提案・要望について各府省庁に検討要請し、その回答についての提案者の意見に対する各府省庁の回答を得たところ。
- ☆ 引き続き、提案の実現に向け、政治のリーダーシップの下で、各省庁との折衝を精力的に実施。

東北地方からの提案と回答の例

米を原料として製造したエタノールを工業用アルコールとして活用することに係る規制の緩和
(岩手県奥州市)

【提案の概要】

工業用アルコール製造を目的として生産された米を原料として製造したアルコールについては、飲用を目的とせず、製造過程に関する定期的な検査を市町村長が行うこと等を条件に、アルコール分が90度未満であっても、アルコール事業法第二条第一項に基づくアルコール(工業用アルコール)として認めることとする。

【提案の背景】

生産調整に伴う転作に際し、水田を水田のまま活用できることを重視し、転作田におけるエネルギー作物によるエタノール化を検討しており、継続的に米の固体発酵によるエタノール化の技術検証を行っている。工業用アルコール市場への参入を検討しているが、エタノール蒸留では通常60～80%程度のアルコール度数であり、アルコール事業法に基づき90度以上とするためには、例えば消毒用アルコールの主たる需要帯である70～80度程度のアルコールとして出荷する場合に比して、概算で2割程度のコスト増となってしまう。このため、生産調整による転作田を活用して生産される米エタノールについては、生産段階に市町村が関与し、認定、定期検査の実施等により不正が行われないことを担保することにより、90度未満の濃度のものであっても工業用アルコールとしての出荷が可能となるような措置を提案する。これらの措置により水田農業の新たな展開と地域資源を活かした新産業創出・雇用創出が図られる。

【関連した支援措置(地域再生制度)の提案】

このプロジェクトは、国の事業採択を受けて、地域資源を把握し、最大限活用することにより、地域の活性化を図り、「分権自立型・地産地消型社会」、「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」を構築する目的で、単年度事業として実施している。しかしながら、本目的の達成には、PDCAサイクルを繰り返しながら、社会システムとして高めていく必要があり、このような「モデル事業」を、複数年の社会システム実証に取り組めるような新たな制度を創設されたい。

【(非予算関連)回答 (D:現行規定により対応可能)】

アルコール事業法においては90度以上のアルコールの製造、輸入、販売、又は使用を業として行おうとする者を規制の対象としており、提案内容は90度未満のアルコールに係るものであることから現行のアルコール事業法に抵触することなく実施可能である。

「総合特区制度」に関する提案募集について

「総合特区制度」に関する提案募集

「新成長戦略」(H22.6.18 閣議決定)に基づき、地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かし、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等をパッケージ化して実施する「総合特区制度」を創設予定。

制度設計を行うため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等について新たな提案(アイデア)を募集します。

※これまでの地域活性化策が、国であらかじめ設定した支援策に地域を誘導したり、地域も国の支援を受けることが目的化した面があるのではないかと反省に立ち、まず、地域においてとるべき戦略を主体的に検討いただき、それを行う上でのボトルネックや必要な支援措置を抽出していただくものです。

※制度創設を行う上での新たなアイデアを募集するものであり、今後の指定、認定等の措置に直結するものではありません。

提案の主体

地方公共団体(都道府県、市区町村)、民間法人、NPO等

※単独提案・共同提案のいずれも可能

※提出された提案については、原則として当事務局において公表予定

募集期間

平成22年7月20日(火)から平成22年9月21日(火)まで

募集対象

- (1) 国際戦略総合特区(仮称)
- (2) 地域活性化総合特区(仮称)

(1) 国際戦略総合特区(仮称)について

① 制度の概要

- ☆ 我が国全体の成長を牽引し、国際レベルでの競争優位性をもちうる大都市等の特定地域が対象
- ☆ 我が国経済の成長エンジンとなる産業、外資系企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成するため、必要な規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的に盛り込む予定

② 募集する提案の概要

- i) 「選択と集中」の考え方にに基づき重点化する分野
(分野のイメージ・・・医療、農業、環境、観光 等)
- ii) 「国際戦略総合特区(仮称)」により目指す地域の戦略及び必要な取組・事業
- iii) 当該地域での ii) の実現による我が国の国際競争力向上や経済成長への寄与
- iv) 実現に向けた実施主体・運営主体の機能・役割
- v) 併せて地域が独自で行う(行ってきたものを含む)取組・事業
(独自の規制強化、税制措置、助成等、地域のコミットメントを明らかにするような取組・事業)
- vi) 必要な規制の特例措置並びに税制、財政、金融上その他の支援措置

(2) 地域活性化総合特区(仮称)について

① 制度の概要

- ☆ 全国で展開
- ☆ 地域の知恵と工夫を最大限活かし、地域の自給力と創富力を高めることにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図るため、必要な規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等、「新しい公共」との連携を含めた政策パッケージを講じることを予定

② 募集する提案の概要

- i) 「地域活性化総合特区(仮称)」により目指す地域の方向性及び必要な取組・事業
- ii) 当該事業による、持続可能で自立した地域の発展への寄与
- iii) 実現に向けた実施主体・運営主体の機能・役割
- iv) 併せて地域が独自で行う(行ってきたものを含む)取組・事業
(独自の規制強化、税制措置、助成等、地域のコミットメントを明らかにするような取組・事業)
- v) 必要な規制の特例措置並びに税制、財政、金融上その他の支援措置

提案の提出方法等について

提案書の様式

内閣官房 地域活性化統合事務局のホームページ
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tokku_teianbosyu.html
から記入様式をダウンロードしてご利用下さい。
提案の内容を補足する参考資料についても積極的に添付下さい。

提案の提出先

内閣官房 地域活性化統合事務局内 総合特区提案募集担当
<住所> 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎 7階
<電話> 03-3539-2089 / 5510-2143
<電子メール> sogotoc@cas.go.jp
※郵送及び電子メールにより提出願います。

お問い合わせ先

内閣官房 地域活性化統合事務局 総合特区制度担当
<電子メール> sogotoc@cas.go.jp
<電話> 加藤・田中(03-3539-2089) 小浪・藤原(03-5510-2143)
※問い合わせはできるだけ電子メールをご利用下さい。

提案様式1-1(国際戦略総合特区(仮称)用)

総合特区提案様式1-1(国際戦略総合特区(仮称)用) [別紙様式1-1]

国際戦略総合特区(仮称)に係る提案及び必要な取組・事業

提案主体名		* 提案主体の連名の場合は「」で区切って記入してください。		
担当者名	所属 氏名	問い合わせ電話番号		
提案プロジェクト名		e-mail		
対象地域		* 同一主体で複数の提案をする際は別名呼として下さい。 * 複数の都道府県にわたる場合は「」で区切って記入してください。 * 複数の市町村にわたる場合は「」で区切って記入してください。		
① 関連する分野		・医療 ・農業 ・環境 ・観光 ・その他() (該当項目に●をつけて下さい) * 複数の分野が相互に関連する提案の場合は複数の項目に●をつけて下さい。		
② 当該分野に係る地域の現状と課題並びに国際戦略総合特区(仮称)により目指す地域の戦略 * 本欄は1,000文字以内の要約記載をお願いします。(詳細資料は参考資料の様式自由)として添付して下さい。				
③ ②の戦略の実施が我が国経済の成長に寄与することの理由 * 本欄は1,000文字以内の要約記載をお願いします。(詳細資料は参考資料の様式自由)として添付して下さい。				
④ ②の戦略を当該地域で実施する必要性 * 本欄は1,000文字以内の要約記載をお願いします。(詳細資料は参考資料の様式自由)として添付して下さい。				
⑤ ②の戦略の実現に向けた実施主体・運営主体の機能・役割 * 本欄は1,000文字以内の要約記載をお願いします。(詳細資料は参考資料の様式自由)として添付して下さい。				
⑥ ②の戦略の実現に必要な取組・事業				
番号	取組・事業の名称 <small>(※異なる名称を付けて下さい。)</small>	取組・事業の概要 <small>(※500文字以内の要約記載をお願いします。詳細資料は参考資料の様式自由)として添付して下さい。)</small>	取組・事業の期間	実施主体・運営主体 <small>(※提案主体の連名の場合は「」で区切って記入するとともに、それぞれの役割()内に記入してください。)</small>
(1)				
(2)				
(3)				
(4)				
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				
⑦ ②の戦略の実現のため地域が独自で行う(行ってきた)取組・事業(独自の規制緩和、税制措置、助成等、地域のコミットメントを明らかにする様な取組・事業)				
番号	取組・事業の名称 <small>(※異なる名称を付けて下さい。)</small>	取組・事業の概要 <small>(※500文字以内の要約記載をお願いします。詳細資料は参考資料の様式自由)として添付して下さい。)</small>	取組・事業の期間	実施主体・運営主体 <small>(※提案主体の連名の場合は「」で区切って記入するとともに、それぞれの役割()内に記入してください。)</small>
(11)				
(12)				
(13)				
(14)				
(15)				
(16)				
(17)				
(18)				
(19)				
(20)				

【備考】については、⑥欄と同様で添付して下さい。(重複がなければ、番号の連続していない項目も結構です。)

提案様式1-2(地域活性化総合特区(仮称)用)

総合特区提案様式1-2(地域活性化総合特区(仮称)用) [別紙様式1-2]

地域活性化総合特区(仮称)に係る提案及び必要な取組・事業

提案主体名		* 提案主体の連名の場合は「」で区切って記入してください。		
担当者名	所属 氏名	問い合わせ電話番号		
提案プロジェクト名		e-mail		
対象地域		* 同一主体で複数の提案をする際は別名呼として下さい。 * 複数の都道府県にわたる場合は「」で区切って記入してください。 * 複数の市町村にわたる場合は「」で区切って記入してください。		
① 地域の現状と課題並びに地域活性化総合特区(仮称)により目指す地域の方向性 * 本欄は1,000文字以内の要約記載をお願いします。(詳細資料は参考資料の様式自由)として添付して下さい。				
② ①の実現による持続可能で自立した地域の発展への寄与 * 本欄は1,000文字以内の要約記載をお願いします。(詳細資料は参考資料の様式自由)として添付して下さい。				
③ ①の実現に向けた実施主体・運営主体の機能・役割 * 本欄は1,000文字以内の要約記載をお願いします。(詳細資料は参考資料の様式自由)として添付して下さい。				
④ ①の実現に必要な取組・事業				
番号	取組・事業の名称 <small>(※異なる名称を付けて下さい。)</small>	取組・事業の概要 <small>(※500文字以内の要約記載をお願いします。詳細資料は参考資料の様式自由)として添付して下さい。)</small>	取組・事業の期間	実施主体・運営主体 <small>(※提案主体の連名の場合は「」で区切って記入するとともに、それぞれの役割()内に記入してください。)</small>
(1)				
(2)				
(3)				
(4)				
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				
⑤ ①の実現のため地域が独自で行う(行ってきた)取組・事業(独自の規制緩和、税制措置、助成等、地域のコミットメントを明らかにする様な取組・事業)				
番号	取組・事業の名称 <small>(※異なる名称を付けて下さい。)</small>	取組・事業の概要 <small>(※500文字以内の要約記載をお願いします。詳細資料は参考資料の様式自由)として添付して下さい。)</small>	取組・事業の期間	実施主体・運営主体 <small>(※提案主体の連名の場合は「」で区切って記入するとともに、それぞれの役割()内に記入してください。)</small>
(11)				
(12)				
(13)				
(14)				
(15)				
(16)				
(17)				
(18)				
(19)				
(20)				

【備考】については、④欄と同様で添付して下さい。(重複がなければ、番号の連続していない項目も結構です。)

提案様式2(国際戦略総合特区(仮称)・地域活性化総合特区(仮称)共通)

別添様式2

総合特区提案様式2(国際戦略総合特区(仮称)・地域活性化総合特区(仮称)共通)

取組に必要な特例措置・支援措置

提案主体名						
提案プロジェクト名						
(a) 取組に必要な規制の特例措置						
番号	求める措置の具体的な内容 ^{※1} (200字以内)	事業の実施内容・提案理由 ^{※2} (700字以内)	国議法令等	制度の所管・関係官庁	この措置が必要となる取組 ^{※3} 事業 ^{※4}	その他(特記事項) ^{※5}
1						
2						
3						
4						
5						
(b) 取組に必要な税制上の支援措置						
番号	求める措置の具体的な内容 ^{※1} (200字以内)	事業の実施内容・提案理由 ^{※2} (700字以内)	税目	この措置が必要となる取組 ^{※3} 事業 ^{※4}	その他(特記事項) ^{※5}	
1						
2						
3						
4						
5						
(c) 取組に必要な財政上の支援措置						
番号	求める措置の具体的な内容 ^{※1} (200字以内)	事業の実施内容・提案理由 ^{※2} (700字以内)	この措置が必要となる取組 ^{※3} 事業 ^{※4}	その他(特記事項) ^{※5}		
1						
2						
3						
4						
5						
(d) 取組に必要な金融上の支援措置						
番号	求める措置の具体的な内容 ^{※1} (200字以内)	事業の実施内容・提案理由 ^{※2} (700字以内)	この措置が必要となる取組 ^{※3} 事業 ^{※4}	その他(特記事項) ^{※5}		
1						
2						
3						
4						
5						
(e) 取組に必要なその他の支援措置						
番号	求める措置の具体的な内容 ^{※1} (200字以内)	事業の実施内容・提案理由 ^{※2} (700字以内)	この措置が必要となる取組 ^{※3} 事業 ^{※4}	その他(特記事項) ^{※5}		
1						
2						
3						
4						
5						

※1 「求める措置の具体的な内容」は、200字以内で簡潔に記入下さい。また、実施対象者(実施主体)、実施対象とする事業を明記して下さい。
 ※2 「事業の実施内容・提案理由」は、700字以内で記載下さい。それを超える場合は、別添「記載のうえ入札」の「その他(特記事項)」欄に別添「事業の概要あり」欄に記載して下さい。また、本欄には700字以内で要件概要を記載して下さい。
 ※3 「関連する取組・事業」には様式1-1または1-2の必要な取組・事業に記した取組・事業のうち、本措置が関連する取組・事業の「番号」及び「取組・事業の名称」を記入下さい。
 ※4 当該措置について事業内容を出行する場合は、「その他(特記事項)」欄に記入下さい。
 ※5 「税制上の支援措置」に関し、「特別措置の適用される税目」「適用見込税率」「自営自営の課税減額等」等の詳細について、提出後のヒアリング等でお聞きすることとなりますので、提出に際しては併せて御説明下さい。
 ※6 「財政上の支援措置」に関し、「実施見込税率」「税務事業者」「政府の特別子基金制度及びそれを活用しない(できない)理由」について、提出後のヒアリング等でお聞きすることとなりますので、提出に際しては併せて御説明下さい。
 ※7 「金融上の支援措置」に関し、「融資・金融支援」「融資の保証も保証制度及びそれを活用しない(できない)理由」について、提出後のヒアリング等でお聞きすることとなりますので、提出に際しては併せて御説明下さい。